

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市技能センター利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市技能センター条例第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市技能センター条例第3条及び第4条
	参考事項	栃木市技能センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市技能センター条例抜粋</p> <p>(利用の範囲)</p> <p>第3条 栃木市技能センター（以下「センター」という。）は、法第24条第1項の認定を受けた事業主の団体その他中小企業の事業主等（以下「利用者」という。）が行う職業訓練に利用させる。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第4条 利用者は、センターを利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。</p>	